

令和4年 4月22日(金)

生徒及び保護者の皆様へ

東京都立晴海総合高等学校長  
仁井田 孝春

## リバウンド警戒期間延長への対応について

日頃より、本校の教育活動にご理解、ご協力を賜りありがとうございます。

東京都においては、3月22日から4月24日までの期間を「リバウンド警戒期間」とし、新型コロナウイルス感染症の感染再拡大に備えるとともに、都民、事業者に対し、基本的な感染防止策を徹底することを要請しています。

今般、感染状況等に鑑み、都は「リバウンド警戒期間」を5月22日まで延長することとしました。

ゴールデンウィーク期間中は、人の動きが活発化する時期であることから、リバウンドに繋がらないようにする必要があります。

こうした状況を踏まえ、都立学校においては、感染拡大のリスクを低減するために、引き続き感染症対策の徹底に努めていくことになりました。

本校においても、生徒・教職員に陽性者・濃厚接触者が確認されている現状を踏まえ、対応していくこととします。

つきましては、下記の事項にご理解とご協力を頂くとともに、引き続きお子様の健康状態の観察とご家庭における感染症防止対策を徹底して頂きますようお願い申し上げます。春休みや新学期を迎えるに当たり気の緩みなどによる行動がないよう、学校外における感染症対策の一層の徹底に向けたご指導も合わせてお願い申し上げます。

### 記

- ☆ 基本的な感染症対策を徹底して、平常通り教育活動を実施致します。
- ☆ 体育祭は無観客で行うとともに、感染防止対策を講じた工夫した方法で実施する予定です。

#### 1 生徒への基本的な感染症対策の指導の徹底について

- (1) マスク（不織布）の正しい着用、3「密」の回避、正しい手洗い
- (2) 不織布マスクの着用（鼻と口を隙間なく覆う。鼻出しマスクや顎マスクは効果なし）  
厚生労働省ホームページの正しいマスクの着用方法についての動画等を確認  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00094.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html)
- (3) 毎朝検温、健康観察（咳、発熱、息苦しさ、喉の痛み、だるさ、頭痛、味覚障害・嗅覚障害等などの体調不良等の症状が一つでも見られる場合は登校せず、直ちに受診すること）
- (4) 登校時の健康チェック（登校前に検温、校舎に入る前にサーモグラフィ等で再確認）
- (5) 教室等における密集の回避（生徒等同士の間隔を2m（最低1m）以上確保）
- (6) 常時換気の徹底（CO2測定器による計測を活用、機械換気の常時運転、二方向での自然換気、喫食前後の十分な換気）
- (7) 黙食の徹底

- (8) 教室等の消毒、アルコールを含んだ消毒液の設置（校内環境の管理）
- (9) 入室時の手指消毒、食事前後の手洗・手指消毒、共用物使用後の手指消毒
- (10) 教室等の整理整頓
- (11) ドアノブや手すり、スイッチ、窓枠など頻繁に接触する箇所の定期的な消毒
- (12) 授業終了後は寄り道・飲食等をせず速やかな帰宅
- (13) 同時期に感染経路不明の感染者が複数発生するなど校内で感染拡大の恐れがあると考えられる場合は、適宜オンライン学習を活用するなどの工夫を行う。
- (14) ゴールデンウィーク明け初の登校日は、特に、オンライン等を活用した全校児童・生徒の健康観察を徹底し、発熱や喉の痛み等の症状が見られる場合は登校させず、直ちに受診するよう指導する。
- (15) ゴールデンウィーク明けの1週間（5月9日（月）～13日（金））を「健康観察強化週間」と位置付け、引き続き、全校生徒の健康状況を把握するなど、感染拡大防止のための体制を整備・強化する。
- (16) オンラインを活用した健康観察は、全校生徒の健康状態を適時把握できることなどから、健康観察票を活用している学校においては、加えて、オンラインを活用した健康観察を早期に実施できるよう、準備に取り組む。

## 2 学習活動について

- (1) 飛沫感染の可能性が高い教育活動については、感染症対策を徹底した上で、内容や方法を工夫して実施する。

## 3 学校行事について

- (1) 生徒等が学年（学部）を超えて一堂に集まって行う行事は、感染症対策を踏まえた工夫をして実施する。
- (2) 校外での活動に当たっては、参加人数や移動手段、活動内容等について、感染症対策を踏まえた工夫を行う。
- (3) 修学旅行等の宿泊を伴う活動については、集団で旅行することに伴う感染リスク等を踏まえ、東京都教育委員会からの通知に基づき感染症対策を徹底した上で実施する。

## 4 部活動について

- (1) 部活動については、感染症対策を講じ、生徒の安全を最優先にした上で、全ての部活動の実施を可とする。ただし、接触等を伴う活動等において、可能な限りの感染症対策を講じても生徒の安全を確保することができない場合は、実施を控える。
- (2) 同一部内で感染者が同時期に複数発生する等、部活動での感染拡大を疑う場合は、活動を一旦休止し状況を確認し対応を検討する。
- (3) 宿泊を伴う活動は、集団で旅行することに伴う感染リスク等を踏まえ、東京都教育委員会の通知に基づき感染症対策を徹底した上で、実施する。

## 5 生徒会活動・部活動等について

- (1) 生徒会や保健委員会等、生徒の自治的な活動により、感染症対策を徹底するためのルールを策定する。
- (2) 部活動の代表生徒による会議（部長会等）を開催し、感染症対策事項の共有を図るとともに、全部員へ周知する。

6 放課後及び春季休業中における感染防止対策及び生活指導の徹底について

- (1) 不要不急の外出は避ける。
- (2) 生徒のみの会食やカラオケはしない。
- (3) 卒業後においても、自覚ある行動を取る。
- (4) 不要なアルバイトは控える。
- (5) 「ゴールデンウィーク用感染症対策チェックリスト」を活用する。

7 教育活動における検査の活用拡大について

- (1) 検査の実施については、生徒等の感染リスクの低減や校内への感染拡大の防止を図るため、大会参加や宿泊を伴う教育活動、校外活動等の教育活動の前後に検査を実施することを推奨する。

8 家庭における感染症対策の徹底について

- (1) 外出する場合は少人数で、混雑している場所や時間を避けてください。都県境を越える移動の際は、基本的な感染防止策を徹底してください。
- (2) マスク（不織布）の正しい着用、3「密」の回避、正しい手洗いなどの手指消毒を徹底してください。
- (3) 毎朝検温、健康観察（家族に何らかの症状が見られる場合、生徒は登校せず休養させてください）。
- (4) 十分な換気をしてください。
- (5) 生徒同士の会食や、更衣室や自家用車等の狭い空間での関わりは感染リスクが高く、実際に感染した事例が多発しています。ご注意ください。

[連絡先] 東京都立晴海総合高等学校  
副校長 石井 規雄

TEL : 03-3531-5021/FAX : 03-3531-5024